

安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市職員の給与に関する条例(平成 16 年条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略) (給与の種類)	第 1 条 (略) (給与の種類)

職員 19,700 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である

職員 22,800 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である

職員 25,900 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である

職員 29,100 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である

職員 32,300 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である

職員 35,500 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 38,700 円

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第 1 号、次項及び第 5 項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第 1 号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第 5 項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

4 (略)

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第 1 号、次項及び第 6 項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第 1 号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第 6 項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

4 (略)

5 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第

1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

8 (略)

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。

10 (略)

第15条から第17条まで (略)

(第2種初任給調整手当)

第17条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第7項、第7条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びにこれに第

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)

の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月 _____ の規則で定める日に支給する。

7 (略)

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間(自動車等 _____ に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。

9 (略)

第15条から第17条まで (略)

<p>16 条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 7 時間 45 分に 20 を乗じたものを減じたもので除して得た額(その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第 2 種初任給調整手当を支給する。</p> <p>2 第 2 種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第 2 種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、第 2 種初任給調整手当を支給する。</p> <p>4 前 3 項に規定するもののほか、第 2 種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第 18 条から第 35 条まで (略)</p>	<p>第 18 条から第 35 条まで (略)</p>
---	-----------------------------

(安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

<p>第 1 条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料、地域手当、<u>第 2 種初任給調整手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、同項第 1 号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第 3 条から第 6 条の 2 まで (略)</p> <p>(第 2 種初任給調整手当)</p> <p><u>第 6 条の 3 給与条例第 17 条の 2 の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>第 7 条から第 17 条の 2 まで (略)</p> <p>(第 2 種初任給調整手当に相当する報酬)</p> <p><u>第 17 条の 3 給与条例第 17 条の 2 に規定する第 2 種初任給調整手当の支給を受ける職員の例により、第 2 種初任給調整手当に相当する報酬をパートタイム会計年度任用職員について支給する。</u></p> <p>第 18 条から第 32 条まで (略)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料、地域手当_____、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、同項第 1 号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第 3 条から第 6 条の 2 まで (略)</p> <p>第 7 条から第 17 条の 2 まで (略)</p> <p>第 18 条から第 32 条まで (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(第 2 種初任給調整手当に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の安芸高田市職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「第 16 条の規定による地域手当の支給割合」とあるのは、「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和 7 年安芸高田市条例第 9 号)附則第 5 条に規定する割合」とする。